

2015(平成27)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

民法

(120分, 総点150点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙を含めて4ページで, 問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

第1問

Aは、その所有する甲土地をBに売却する売買契約を締結した。以下の問いに答えなさい。1～3は、それぞれ独立した事例である。

1 この土地はAが父の死亡によって単独相続したものであり、売買契約締結当時Aは19歳10ヶ月であったが、母Cの同意は受けていなかった。その後、Aは移転登記手続きをしようとして、売買契約締結当時未成年であったことを理由に売買契約の取消しを主張している。これに対して、Aの取消しは認めべきでないことをBが主張するにはどのような法律構成が考えられるか。根拠条文に具体例を付して3つ挙げなさい（各3行程度でよい）。
(5点×3)

2 A・B間の売買契約締結後、Bは引渡しを受けて甲土地の上に住宅を建築する準備を始めたが、その過程で、実は甲土地は深刻な土壌汚染に侵されており、その土壌の改善に莫大な費用がかかること、本来であれば売買価格は実際の1/3程度であったはずであることがわかった。そこで、Bはこの売買契約締結について錯誤無効を主張したいと考えている。この主張の可否について論じなさい。なお、売主の瑕疵担保責任（民法570条）については言及しなくてよい。
(30点)

3 A・B間の売買契約締結前に、甲土地にはDのための抵当権が付けられており設定登記がなされていた。また、甲土地はEに賃貸されており、Eは地上に住宅を建築して保存登記をし、住居として利用していた。

売買契約によって所有権がBに移った後で、Dの抵当権が実行されて手続きが完了し、買受人（競落人）がEに対して建物収去・土地明渡請求をしてきた。Eはそれに応じなければならないだろうか。賃貸借契約の締結および建物保存登記が抵当権設定登記の前であった場合と後であった場合に分けて結論を述べ、そのような取り扱いが妥当と考えられる理由を述べなさい。
(15点)

第2問

1 Aは、B電鉄会社の鉄道の踏切で電車にはねられて死亡した。この事故のあった踏切には警報機がなく、事故が頻発して危険であるとの付近住民からの申し出により、Bとしてもそこに警報機を設置する必要があることを認め、予算措置を講じているところであった（設置工事にはまだ着手していなかった）。Aは、C女と結婚しており、Cは、Aがこの事故で死亡した時には妊娠中であった。

以上の事実関係のもとで、以下の問いに答えなさい。

- (1) CがBに対してAの死亡について損害賠償を請求するときの民法の根拠条文について、最も重要と思われる条文を一か条だけあげなさい。(5点)
- (2) 判例の立場に立つとして、Cの懐胎中の胎児は、胎児の間に、例えばCを代理人として、Aの死亡についてBに対して損害賠償を請求することができるか。(15点)

2 福岡市で貴金属販売業を営むAは、長崎市の貴金属加工業者であるBに、貴金属の装飾加工を依頼している。AおよびBは、原料および仕上がった製品をP運送会社の宅急便を使って送付し合っていた。送付方法を含め、この関係はすでに10年間継続しており、荷物の送付方法について、A・B間に事実上の了解が出来上がっていた。Pの定めた運送約款には、貴金属は配送できないこと、運送品に事故が生じた場合の損害は荷物1個当たり20万円を限度としてPが賠償することが定められており、その旨配送所の窓口に掲示されていた。運送約款には、この賠償額算定にあたり、荷受人の事情も考慮することを定めた条項もあった。ある時、Bが仕上がった貴金属製品(200万円相当。所有権はAにあるものとする)を1つの荷物として梱包し、P宅急便でA宛に送ったが、送り状には、この荷物の中身が何であるかは表示されておらず、その価格についても記載がなかった。ところが、この荷物は運送途中で何者かによって窃取されてしまい、所在不明になった。

A・B間のこれまでの取引慣行は、AまたはBがPに荷物を委託した段階で各自の履行は完了する(以後の事故について責任を負わない)というものであった。その結果、200万円相当の製品を失うことになったAは、Pに対してその損害の賠償を求めた。

以上の事実関係のもとで、以下の問いに簡潔に答えなさい。

- (1) Pの定めた約款が、Pの配送所の窓口に掲示されていることは、法的にどのような意味があるか。(10点)
- (2) AがPに対してした損害賠償請求は民法のどの条文に基づくものであるか。(10点)
- (3) Aは、本件運送契約の当事者ではないが、損害賠償についてPの定めた約款の条項(賠償額は20万円を限度とすること)の適用を受けるか。(20点)

第3問

A男とB女は1940年に婚姻し、C女（1941年生まれ）とD女（1944年生まれ）の二人の子をもうけていたが、Bの従妹EがF男との間の子G（1950年生まれ）を未婚のまま出産したため、Eの両親に懇願され、GをAとBとの間の嫡出子とする出生届を役場に提出し、戸籍上GはAとBの長男となっている。GはAとBのもとで、CとDとも仲良くして成長した。高校卒業後に地元の企業に就職し、結婚を機に隣町に居をかまえ、以後そこに居住し、2010年に定年退職した。Cは婚姻し、隣の市で居住しており、Dは婚姻せずにAとBと同居し、AとBの面倒をみてきた。2012年3月に、AとBが相次いで死亡した。

以下の問いに答えなさい。

- 1 Cが、GはAとBの子ではないとして、GにはAおよびBを相続する権利がないと主張している。この場合、どのように考えるべきか、判例の立場を中心にして答えなさい。

(15点)

- 2 Gの実の父であるFは2012年6月に死亡し、Fの子であるPおよびQが相続人として同年9月に遺産分割協議をおこない、遺産を相続した。2014年8月になって、GはFの死亡を知ったが、GはFの相続人として相続する権利を主張できるか。認められるとすれば、どのような主張をすればよいか。

(15点)